

県営（神奈川）団地集会所使用規則（モデル規則）

県営神奈川団地自治会

県営（神奈川）団地集会所（以下「集会所」という。）の管理及び運営について、県営（神奈川）団地集会所使用規則（以下「規則」という。）を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この集会所は、県営住宅入居者相互の親睦と福祉の増進を図るとともに、地域のコミュニティづくり、文化活動の推進に寄与するために使用するものとする。

（運営）

第2条 集会所の運営は、県営（神奈川）団地自治会（以下「自治会」という。）が行うものとする。

2 自治会は集会所の運営のため、管理責任者を指名する。

3 集会所の鍵は、管理責任者が保管する。

（使用の許可）

第3条 集会所を使用しようとするものは、あらかじめ管理責任者に使用申込書を提出しその承認を受けなければならない。

（使用の制限）

第4条 次の各号に該当する場合には、集会所の使用を承認しない。

(1) 団地生活の秩序又は善良なる風俗を乱す恐れがあると認めたとき。

(2) 営利を目的とする物品の販売及び展示会等、又は営利を目的として会費を徴収している「塾」や「習い事」等と認めたとき。

(3) 特定の政治活動、宗教活動又は選挙運動を目的とすると認めたとき。ただし、県及び市が、選挙管理委員会事業等の公的事業で使用する場合はこの限りではない。

(4) 宿泊施設として使用する時。ただし、災害等の特別の事情がある場合を除く。

(5) 酒気等により他人に迷惑をかける恐れがあるとき。

(6) 集会所の使用が当該団地の管理上支障をきたす恐れがあると認めたとき。

(7) その他集会所の使用を不相当と認めたとき。

（使用料）

第5条 集会所の使用にあたっては、別紙に基づく使用料を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合には、使用料を免除もしくは減額することができる。

(1) 県や市の公的活動によるもの。

(2) 自治会が特に必要と認めた活動。

2 使用料は、集会所を使用するまでに支払う。

3 既に収められた使用料は、原則として返還しない。（使用を中止した場合を除く）

4 自治会員（居住者）の死亡時に限り「お通夜」等による昼夜通しの使用は、円とします。（全館）

(使用の取消等)

第6条 次の各号に該当する場合は自治会は、使用承認の取消又は、使用を停止することができる。

- (1) 使用目的に違反したとき。
- (2) 第4条の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正の手段により、使用の承認を受けたとき。
- (4) 災害その他止むを得ない事由により、集会所の使用ができなくなったとき。
- (5) 入居者等の死亡による葬儀等、緊急に集会所を使用する必要が生じたとき。
- (6) その他この規定に違反したとき又は、管理責任者の指示に従わないとき。

(使用者の注意)

第7条 使用者は、次の各号を遵守し使用すること。

- (1) 保安上・衛生上有害又は危険な物を持ち込まないこと。
- (2) 葬儀によるもの以外、原則として飲酒は行わないこと。
- (3) 火気の使用に際しては、火災等の事故発生防止に努め、使用後の安全点検を確実にを行うこと。
- (4) 使用後は、清掃及び制整頓を行い、生ゴミ、吸い殻等は持ち帰ること。
- (5) 使用後は、火災や盗難等の予防に十分な注意を払い、忘れずに施錠をし、鍵は管理者に返還すること。
- (6) 建物、付属設備及び備品器具その他の物品を損傷・滅失した場合には、速やかに管理責任者に報告のうえ補修又は弁償すること。
- (7) 備え付けの備品以外（お茶等）については、必要に応じて使用者が持参する。
- (8) 大声・高音・高唱を発する等、近隣・周辺地域の安寧秩序を乱す行為はしないこと。
- (9) 所定場所以外での喫煙を行わないこと。
- (10) その他、使用上の注意事項については、自治会の指示に従うこと。

(使用時間)

第8条 集会所の使用時間は、原則として午前 時から午後 時までとする。ただし、自治会の承認を受けた場合は、この限りではない。

(疑義等)

第9条 この規則に疑義が生じたり、規則に定めのない事項が発生し、集会所の運営に支障があると認められる場合には、自治会において協議・対処するものとする。

附則 この規則は平成 年 月 日より施行する。

使 用 料 金 表

	使 用 料 金 (円)			
	団 地 自 治 会 員		団 地 外 周 辺 住 民	
使 用 時 間	和 室	洋 室	和 室	洋 室
9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	(3 0 0)	(4 0 0)	(4 0 0)	(5 0 0)
1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	(5 0 0)	(6 0 0)	(6 0 0)	(7 0 0)
1 8 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0	(7 0 0)	(8 0 0)	(9 0 0)	(1,000)
葬 儀 使 用 (全 日)	(1 0 , 0 0 0)			
備 考 集会所使用料には、電気・水道・ガス料金を含むものとする				